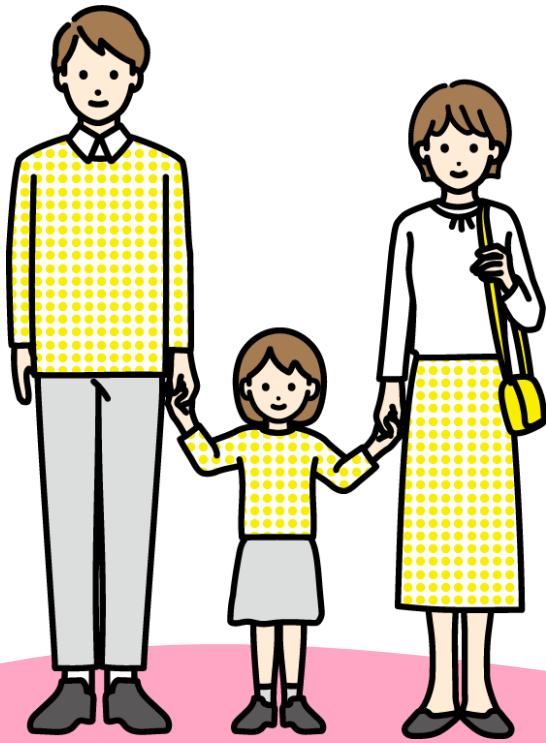


台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度



小学生以下のお子様がいる世帯で
世帯総所得が800万円以下で
該当するリフォーム工事をすると

上限 **20**万円

対象工事費（消費税を除く）の3分の1
を助成します

リフォーム工事前に
申請が必要です

安全に安心して子育てができる居住環境を目的としたリフォーム工事を行う対象世帯に助成金を交付します。

対象住宅	対象者自ら居住している、またはリフォーム工事後に居住する区内の住宅であること（マンション等共同住宅の場合は、専有部分のみが対象）。
対象者	<ul style="list-style-type: none">12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供（小学生以下の子供）を扶養し同居※していること、又は申請者本人もしくは同居※の配偶者が出産前で母子健康手帳の交付を受けていること（※同居予定でも可）。申請者本人、配偶者及び申請者と同居する方全員の前年（1月から6月に申請する場合は前々年）の総所得金額の合計が800万円以下であること。
対象工事	手すりの取付工事 / 段差の解消工事 / 進入防止フェンスの設置工事 / 滑りの防止のための床材の変更等工事 / コンセント位置の移動工事 / 引き残しの確保のための扉の取替等工事 / ドアストッパー等の設置工事 / 柱、壁、作り付け家具等の面取り加工等工事 / 浴室扉の鍵の設置等工事 / 指はさみ防止のための折戸取替等工事 ※物品の購入のみで、工事を伴わない場合は対象外です。
助成金額	対象工事費（消費税を除く）の3分の1（上限額20万円）
留意点	<ul style="list-style-type: none">リフォーム工事着手前にご相談、ご申請ください。「交付決定通知」をお渡す前に着工した場合は、助成金の対象外となります。予算には限りがあります。上限に達し次第終了となります。詳しくは、住宅課で配布するパンフレット又は区のホームページをご覧ください。



問い合わせ：台東区役所住宅課 ☎03(5246)1468

←詳細は左の二次元コードからHPをご覧ください

